

# 市民税・県民税(住民税)のお知らせ

市民税・県民税と所得税の申告受付が、平成29年2月16日(木)から始まります。3月15日(水)の申告期限間近になると大変混雑しますので、早めの申告をお願いします。

## 1. 市民税・県民税申告会場のご案内

日程(土日を除く)	会 場	時 間
平成29年 2月16日(木) ～3月15日(水)	柏市中央公民館 (教育福祉会館3階) ※市役所本庁舎隣	午前9時～11時30分 及び 午後1時～4時
平成29年 3月1日(水) ～3月15日(水)	沼南支所 第2庁舎1階	※混雑の状況により早めに受付 を終了する場合があります。

### 来場前に確認を!

(注意)上記の会場では原則、所得税の確定申告は相談・受付できません。  
公的年金収入のある簡易な申告の方に限ります。

- ・例年、大変混み合いますので、お時間に余裕を持ってお越しください。
- ・各申告会場は、駐車場に限りがありますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。
- ・市民税・県民税の申告に来場する場合は、会場で申告書を作成しますので、事前に申告書を作成する必要はありません。必要書類・印鑑等を忘れずにお持ちください。
- ・平成28年分から所得税の確定申告や市民税・県民税申告にはマイナンバー（個人番号）の記載が必要になります。本人関係書類（通知カードと運転免許証等の身分証明書）を持参してください。
- また、提出者の方だけでなく、控除対象配偶者や扶養親族の方などのマイナンバーの記載も必要になります。
- ・市民税・県民税の申告書をご自身で作成する場合は、郵送でご提出ください。完成している申告書は上記の会場でも受け付けますが、内容の確認はしません。

### 「税理士会による確定申告の無料相談(定員制)」

とき  
ところ

平成29年2月2日(木)・3日(金)=光ヶ丘近隣センター(定員:両日280人)

平成29年2月6日(月)=西原近隣センター(定員:200人)

平成29年2月7日(火)=沼南近隣センター(定員:200人)

平成29年2月8日(水)・9日(木)=南部近隣センター(定員:両日280人)

※開場時間は、いずれの会場とも午前9時30分～午後3時30分

※整理券の配布は、午前8時30分から開始

※各申告会場への車での来場は、ご遠慮ください。

詳しくは  
広報かしわ  
1月15日号・  
柏市ホームページを  
ご覧ください

内 容

給与・年金所得の方の簡易な確定申告書の作成・受付(その他の申告は直接税務署へ)

※完成した確定申告書の収受(受付)は行いません(提出ボックスもありません)。

郵送するか、柏税務署へ提出してください。

市民税・  
県民税の  
申告に  
ついて

- ・市民税・県民税の申告に来場された場合でも、整理券が必要です。また、確定申告の方も含め、すべての方に先着順で相談をお受けいただきますので、あらかじめご了承ください。
- ・完成した市民税・県民税申告書の収受(受付)は行いません。返送用封筒をご利用になり、柏市役所へ郵送してください。

## 2. 申告前の確認事項

### ○年金所得者の確定申告不要制度

公的年金等収入が400万円以下で、かつ、公的年金等以外の所得が20万円以下である方は確定申告が不要です。ただし、医療費控除などの各種控除を追加することにより源泉徴収された所得税が納めすぎとなつた場合には、確定申告により所得税の還付を受けることができます。

また、確定申告を要しない場合でも、公的年金等の源泉徴収票の内容以外に各種控除の追加がある方は、市民税・県民税の申告が必要です。申告がない場合は、源泉徴収票の内容で市民税・県民税を算定します。

※外国で支払われる年金を有する方については、上記制度の対象外となりますので確定申告していただく必要があります。詳しくは税務署にお尋ねください。

### ○所得がなかつた方の市民税・県民税申告

平成28年1月1日から平成28年12月31までの1年間に所得がなかつた方や、遺族年金・障害年金のみを受給されている方は原則として申告の義務はありません。ただし、申告されない場合、以下の点にご注意ください。

- ◆住民税に関する証明書(所得証明書など)の交付ができません。
- ◆国民健康保険料や介護保険料・児童手当等の算定に影響が出る場合があります。
- ◆後日、申告されていない旨の通知をさせていただくことがあります。

### ○医療費控除を受ける方

前年中の1年間にお支払いされた治療費・薬代・交通費等の総額及び補填された金額(※)等の総額をあらかじめ計算し、領収書(原本)を持参の上、ご来場ください。計算が済んでいないと、申告を受付できない場合があります。

医療費控除の対象となるものは、治療にかかった費用であり、予防や健康増進目的の費用は含めることができません。そのため、インフルエンザ等の予防接種や人間ドックを含む健康診断の費用等は、医療費控除の対象とはなりませんので、ご注意ください。

※補填された金額とは…生命保険契約等で支給される入院給付金や健康保険などで支給される高額療養費・家族療養費・出産育児一時金などの金額です。

### ○住宅ローン控除の適用を受ける方

所得税の住宅ローン控除を受け、所得税において控除しきれなかつた住宅ローン控除可能額がある方は、一定の金額を住民税から税額控除します。

平成28年中に入居し、初めて住宅ローン控除を受ける方は、3月15日(水)までに柏税務署での確定申告が必要です。確定申告をもって住民税の住宅ローン控除の適用手続がされたものとなります。

#### ◆注意

- ・所得税の年末調整で住宅ローン控除を受けた給与所得者が、医療費・寄附金等控除の適用を受ける場合も3月15日(水)までに確定申告が必要です。
- ・確定申告書は、住民税の納税通知書(給与からの特別徴収税額決定通知書を含む)が送達される時までに提出する必要があります(地方税法附則第5条の4の2関係)。賦課決定後に期限後申告をした場合、住民税からの住宅ローン控除が適用できませんのでご注意ください。
- ・確定申告第2表「特例適用条文等」の欄に必ず居住開始年月日をご記入下さい。記入漏れにより、適用されないことがありますのでご注意下さい。

### 3. 申告でよくある誤りについて

- ◆配偶者の年金収入や、配偶者の年金から差し引かれている介護保険料等を含めて申告している。  
→税金の申告は、各個人がするものです。ご自身の年金収入に配偶者の年金収入を含める必要はありません。反対に配偶者の年金から差し引かれている介護保険料等を、自分の社会保険料控除に追加することはできません。
- ◆医療費控除額を計算する際に、所得が200万円未満でも支払額から10万円を差し引いている。  
→支払額から10万円を差し引くのは、所得が200万円以上の方になります。所得が200万円未満の方は、支払額から「所得の5%」を差し引きます。
- ◆年末調整で住宅ローン控除を申告・適用している方が、住民税申告書で控除等を追加している。  
→住宅ローン控除の適用がある方が住民税の申告で控除等を追加すると、正しく税額を計算することができません。控除等を追加する場合は、所得税が0円でも、所得税の確定申告をしてください。

### 4. 申告方法について

#### ○便利です！「住民税申告書作成コーナー」

市民税・県民税の申告書は、手書きだけでなく、柏市ホームページ内の「住民税申告書作成コーナー」から作成することができます。作成した申告書は、印刷し、そのまま提出することができます。

また、作成した内容について、平成29年度の市民税・県民税を試算することができます。

柏市ホームページ(<http://www.city.kashiwa.lg.jp/>)で「住民税申告書作成コーナー」と検索してください。

#### ◆ご利用いただける方

次の所得のみの方又は所得がなかった方は、当コーナーをご利用いただけます。

- ①配当 ②給与 ③公的年金等 ④その他の雑所得 ⑤一時所得

#### ◆注意

- ・住宅ローン控除を受けている方は、ご利用いただけません。
- ・申告書を提出する際は、源泉徴収票や支払調書等の収入がわかる資料、各種控除の控除証明書や領収書を併せて提出してください。
- ・平成28年分から所得税の確定申告や市民税・県民税申告にはマイナンバー(個人番号)の記載が必要です。申告の際、本人確認を行いますので、申告されるご自身の本人関係書類(通知カードと運転免許証等の身分証明書)の提示又は写しの添付が必要です。また、提出者の方だけでなく、控除対象配偶者や扶養親族の方などのマイナンバーの記載も必要になります。

### 5. 柏税務署から確定申告のお知らせ

柏税務署では、確定申告書作成会場を平成29年2月10日(金)～3月15日(水)まで開設します。  
なお、税務署の駐車場は4月中旬まで使用できませんので、ご了承ください。

※土・日を除きます。ただし、2月19日(日)及び2月26日(日)は開設します。

日曜開設日には、国税の領収・電話相談・納税証明書の発行等は行いません。



#### 確定申告書は、自宅等でも作成できます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください  
※電子証明書の有効期間は、手続きの日から3年間ですのでご注意ください

詳しくは、

国税庁

検索

ここをクリック

## 6. 平成29年度から適用される個人住民税の主な税制改正

### 1. 国外居住親族に係る扶養親族等の書類の添付義務化

日本国外に居住する親族(国外居住親族)に係る扶養控除等の適正化の観点から、市民税・県民税の申告等において、国外居住親族に係る障害者控除・配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除(16歳未満の扶養親族含む)の適用を受ける場合は、「親族関係書類及び送金関係書類を添付又は提示しなければならない」とこととされました。

※給与等の年末調整や公的年金受給者で、国外居住親族(16歳未満の扶養親族含む)に係る「親族関係書類及び送金関係書類」を扶養控除等申告書に添付又は提示している場合は除きます。

#### ○「親族関係書類」とは

国外居住親族が納税者の親族であることを証明するものをいいます。

国外居住親族が 日本人の場合	次のいずれかの書類 ・戸籍の附票の写しその他の国または地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族の旅券(パスポート)の写し
国外居住親族が 外国人の場合	・外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類 ※書類が外国語で作成されている場合には翻訳文を添付してください。 ※国外居住親族の氏名、生年月日及び住所(居所)の記載があるものに限ります。

#### ○「送金関係書類」とは

国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を必要な都度行ったことを明らかにするものをいいます。書類が外国語で作成されている場合には翻訳文を添付してください。

次の(1)または(2)の書類

- (1) 金融機関の書類またはその写しで、金融機関が行う為替取引により、納税者から、その国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類(送金依頼書など)
- (2) クレジットカード発行会社の書類または写しで、クレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその国外居住親族が商品等を購入したこと及びその購入代金に相当する額を納税者から受領したことを明らかにする書類(クレジットカード利用明細書など)

※国外居住親族が複数いる場合は、送金関係書類は扶養控除等を適用する国外居住親族の各人ごとに必要になります。

### 2. 給与所得控除の上限額の引き下げ

給与所得控除の見直しがされ、給与所得控除の上限が適用される給与収入1,500万円(控除額245万円)を平成29年度(平成28年分)は1,200万円(控除額230万円)に、平成30年度(平成29年分)以後は1,000万円(控除額220万円)に引き下げるこことされました。

市・県民税のお問い合わせは

柏市役所 財政部 市民税課  
〒277-8505 柏市柏5丁目10番1号  
電話 04-7167-1111(代表)

所得税(確定申告)のお問い合わせは

柏税務署  
〒277-8522 柏市あけぼの2丁目1番30号  
電話 04-7146-2321(代表)